

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者自立支援給付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、障害者自立支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県日出町長

## 公表日

令和5年10月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付等に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害者自立支援給付等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 自立支援給付業務<ol style="list-style-type: none"><li>1-1. 介護給付・訓練等給付業務</li><li>1-2. 計画相談支援業務</li><li>1-3. 地域相談支援業務</li><li>1-4. 自立支援医療業務</li><li>1-5. 補装具業務</li></ol></li><li>2. 障害児通所支援業務</li><li>3. 障害者総合支援給付支払等業務<ol style="list-style-type: none"><li>3-1. サービス事業者等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市町村、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。</li><li>3-2. サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。</li><li>3-3. 請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の確認を行う。</li><li>3-4. これらの確認結果により、当該請求書を「支払」、「返戻」のいずれかに決定を行う。</li><li>3-5. 事業所等への給付費等の支払を行う。</li><li>3-6. 高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当町の障害福祉サービス・障害児(通所・入所)支援・補装具など複数サービスや、障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。</li></ol></li></ol> <p>※当町では、「3.障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>(1)福祉総合システムG-Trust II</li><li>(2)MICJET番号連携サーバ</li><li>(3)Acrocity行政基本システム</li><li>(4)中間サーバ</li><li>(5)伝送通信ソフト</li></ol> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 8, 84の項</li><li>2. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 1, 13の項</li></ol>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項  (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 10, 11, 12, 16, 108, 109, 110の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	介護福祉課	
②所属長の役職名	介護福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL :0977-73-3150	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL :0977-73-3126	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	福祉対策課長 原田 秀征	福祉対策課長 阿部 孝	事後	
平成30年6月13日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第60条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 8、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第8条、第60条 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	事後	
平成30年6月13日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第7号)(主務省令)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 108、109、110の項 ・主務省令第55条、第55条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 8、11、12、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第7号)(主務省令)第7条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 10、11、12、16、108、109、110の項 ・主務省令第9条、第10条、第10条の2、第12条、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
平成30年6月13日	I 5. ②所属長の役職名	福祉対策課長 阿部 孝	福祉対策課長	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	(1)福祉総合システムG-Trust II (2)Tops21-e総合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー (5)伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1)福祉総合システムG-Trust II (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ (5)伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 8、11、12、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第7号)(主務省令)第7条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 10、11、12、16、108、109、110の項 ・主務省令第9条、第10条、第10条の2、第12条、第55条、第55条の2、第55条の3	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第7号)(主務省令)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 10、11、12、16、108、109、110の項 ・主務省令第9条、第10条、第10条の2、第12条、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 8、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第8条、第60条 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 8、84の項 2. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 1、13の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月6日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第7号)(主務省令)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二 10, 11, 12, 16, 108, 109, 110の項</p> <p>・主務省令第9条、第10条、第10条の2、第12</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 10, 11, 12, 16, 108, 109, 110の項</p>	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年10月24日	I 5. ①部署	福祉対策課	介護福祉課	事後	
令和4年10月24日	I 5. ②所属長の役職名	福祉対策課長	介護福祉課長	事後	
令和4年10月24日	I 8. 連絡先	福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL :0977-73-3126	介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL :0977-73-3126	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年8月31日時点	事後	